

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2421号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



朝日を浴びて(千葉県本埜村)

もくじ

情随情政 活 活活

報想報策 動 動動

山本会長が地方制度調査会で意見	全国町村会	(2)
高速道路のあり方に関する政府及び	地方関係者との懇談会で山本会長が意見	全国町村会
町村の新しい自治制度の設計に関する研究会中間報告	「いま町村は訴える」を刊行	全国町村会
構造改革特区の概要と第二次提案募集について	カブセルNOW&NEW	(6)
アレルギー	政策リーダー	(8)
岡山県加茂川町長	片山舜平	(9)
		(14)
		(15)

写真募集

本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

二〇〇二年十月上旬に小柴昌俊・東大名誉教授がノーベル物理学賞、続いて田中耕一・島津製作所主任がノーベル化学賞を受賞されたというニュースが流れ、この快挙に日本中が久しぶりにわいた。

特に、田中さんは博士号も持たず、日本では無名のサラリーマン技術者である。四十三才という若さで、しかも企業技術者としての受賞は世界的にも非常に珍しく、日本の多くの人々に勇気と希望を与えた。

科学の成果は、一般の人々に

大発見には感性・直感が必要

筑波大学名誉教授

村上 和雄

象が現れた時が、科学者の勝負のときである。この時、その現象をどう解釈し、それを飛躍に結びつけるかの感性や直感が科学者にも必要である。

一般的に科学は、客観的、論理的な世界と考えられている。これは、コインに例えれば表側だけで、その裏に創造豊かな主観的な世界、みずみずしい感性や直感の世界が存在する。この世界をナイトサイエンスと呼んでいる。

特に、大発見の芽は、殆どナイトサイエンスからである。大きな発見は、単に今までの論理の積み重ねだけでは生まれにくい。そこに、大きな飛躍を必要とする。この飛躍には、感性や直感が不可欠である。

は、なじみが薄いが、その成果が生まれるプロセスには興味がある。田中さんの成果のきっかけは、実験の途中で間違った溶液を混ぜてしまったが、捨てるのも惜しいと思っところから画期的な業績が生まれた。二〇〇〇年にノーベル化学賞を受賞した白川英樹さんも、同じような体験を持っておられる。

もちろん、間違っただけからは素晴らしい業績は生まれにくい。しかし、失敗などにより常識を破るような現象が

ナイトサイエンスは、仕上げられた結果に至るまでの、プロセスに深く関係する。プロセスであるから必ずしも理屈通りには進まない。間違っがあったり、不思議な出会いや、天の味方としか言えない、予想外の幸運に恵まれ、歓喜する瞬間がある。

全国町村会

山本会長が地方制度調査会で意見



地方制度調査会第四回総会

第二七次地方制度調査会（首相の諮問機関、諸井虔会長）の第四回総会が十一月二十九日、東京の霞ヶ関ビルで開催され、「当面する地方税財政措置に関する意見（案）」について審議を行った。

総会では、はじめに松本専門小委員長が、「当面の地方税財政は極めて厳しく、地方分権改革推進会議において事務事業の在り方に関する意見がとりまとめられたことを踏まえ、地方制度調査会としても総理に意見を具申すべき」という考えから専門小委員会において意見案をとりまとめたことを報告した。

続いて、「意見（案）」の内容について事務局から説明がなされた後、審議が行われ、委員として参画している全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）は、「財政力が弱い町村同士が合併しても自立は生まれにくい」、「これ以上の段階補正と事業費補正の見直しは容認できない」といふ意見を述べた。

また、石井岡山県知事、青木全国市長会会長（東京都立川市長）などから、「国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税の見直しは三位一体で行うべきであり、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、地方への負担転嫁とすべきでない」、「地方交付税の財源保障機能を堅持し、所要総額を確保すべき」、「税源移譲、財源確保の項目を先頭に出し、もつと紙面を割いて地方の立場を主張すべき」といふ意見が出された。

同日、総会での議論を踏まえて意見（案）を修正した後、諸井同調査会会長が小泉内閣総理大臣に意見書を提出した。

なお、基礎的自治体のあり方をはじめ、これからの行政体制のあり方に関しては年明け後、議論していくこととされた。

山本会長の発言要旨と「当面する地方税財政措置に関する意見」の全文は次のとおり。

山本会長発言要旨

一、市町村合併について

市町村合併について、最近ではまるで国の法律で強制的にやると決められているかのような文言が非常に目立つ。我々は常々合併は自主的にと主張してきた。この案の中にも市町村合併について触れている部分があるが、「市町村合併は関係市町村の自主性を尊重しつつ」というような文言を入れていただきたい。

地方交付税について述べた部分で、「市町村合併の推進による財政力の均衡化等を含め、総合的な検討を行うことが必要である」とあるが、この部分を具体的に説明してほしい。また、「等」の具体的内容は何か併せて説明してほしい。

（注：この部分は総理に提出した意見書からは削除された。）

市町村合併し、三位一体の税財源の改革を行えば町村は自立できるよつになると言われているが、マイナスが十集まってもプラスにならないのと同じで、財政力が弱い町村が集まって合併しても財政力は上がらず、自立は生まれてこない。そつ

活 動

いった面を全く考慮しないで合併促進をやらせているのが実態である。そのことについては今までも、この案でも一言も述べられていない。

合併しようとする町村の周辺に財政力豊かな市があればいいがなかなかない。私の地元も十力市町村あるがみな財政力が弱く、これが合併してもプラスにはならず自立は生まれにくいだろう。さらに範囲を大きくしようとしても地理的、文化的な問題から難しい。

言われているような自立力が合併によって生まれてくる可能性はない。このことが財政の部分できちん

と述べられていないと安心して合併することができないのではないが。

二、地方交付税について

もともと地方交付税は地方固有の財源であるが、その配分を国がやっているのだから、いかにも自分のものを分けてやっているのだという感覚で書かれているのが残念。

段階補正と事業費補正の見直しについては、一回目は我々もやむを得ず承知したが、これをだんだん強化することはやめていただきたい。

段階補正があればこそ小さな町村も国が法律で定めたサービスを生住民に提供することができたのであり、見直しをさらに強化すると町村の財政は益々逼迫して硬直化する。これ以上削減することには賛成できない。

三、固定資産税等について

現行負担水準の上限である七〇%を五五%にすると、市町村が影響を大きく受けることになるので、現行水準を堅持すべきである。

ゴルフ場利用税は町村にとって貴重な財源であり、今のやり方を望んでいる。

意見を述べる山本会長



当面する地方税財政措置に関する意見

一、地方財政の現状と課題

現下の地方財政は、年間約十四兆円に上る財源不足を生じ、その多くを借入金で補ってんせざるを得ない状況が続いている。その結果、地方財政の借入金残高は平成十四年度末で一九五兆円に達しており、非常事態とも言つべき段階に至っている。その背景には、引き続き景気の低迷により国・地方とも大幅な税収不足が生じる中で、国の財政も特例公債に依存する運営を余儀なくされてお

り、これに伴って国の歳出と密接に関連する地方財政においても財源不足が拡大するという構造的な問題がある。このため国・地方を通ずる徹底した行財政の簡素・効率化等により、歳出の抑制を図るとともに、経済活性化を図ることにより税収増に努めることによって、国・地方を合わせた財政収支の改善を図り、健全化を進めることが急務となつてい

る。一方、現在の地方財政の歳入構造を見ると、国庫支出金や地方交付税など国からの財源に依存する割合が高く、地方税収入の構成比は全体として三割強にとどまっており、地方歳出との差額を国庫補助負担金や地方交付税などで埋める構造となっている。このことが、地域及び住民の受益と負担の対応関係を不明確にし、地方における歳出の効率化を妨

げる要因ともなっている。このため、今後は、歳出面において、法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与を廃止・縮減し、地方の自己決定権を拡大するとともに、地方における歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、自主財源である地方税の拡充を図ることにより、地方税中心の歳入体系を構築し、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立することが必要である。

二、三位一体の改革の推進

このような状況を受けて、政府は去る六月二十五日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」を閣議決定し、「構造改革と経済財政の中期展望」平成十四年一月二十五日閣議決定。以下、「改革と展望」という。の対象期間である平成十八年度までの間を通じて、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税の三位一体の改革を推進することとし、国の関与を縮小するとともに、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方財政の自立を目指す方針を明らかにした。当調査会としては、この改革を通じて、地方税中心の歳入体系を構築し、地方歳出に対する国の関与を廃止・縮減することにより、歳入・歳出両面において地方の自立性を向上させるとともに、地方が個性を發揮し、自主的に施策を選択することを可能とすることを通じて、国・地方を通じた歳出の効率化を図ることが

活 動

重要であると考える。

また、現下の危機的な地方財政の状況に鑑みれば、一つとした自己決定・自己責任の原則に基づく地方財政制度の改革とあわせて、地方財政の健全化と地方行政運営の効率化を強力に推進することが不可欠である。このため、地方財政計画における歳出を計画的に抑制し、地方財源不足の縮小を図るとともに、各地方公共団体自らもさらなる徹底的な行政改革を推進し、行政運営の簡素・効率化、経費の節減合理化を図ることにより、地方財政の健全化に向けて最大限の努力を行う必要がある。

さらに、市町村の合併は、地方公共団体の行政基盤の拡充と自立能力の向上、住民自治の充実、さらには地方行政運営の効率化を図っていく上で喫緊の課題であり、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成十七年三月までに十分な成果があげられるよう、国、都道府県、市町村が一体となって自主的な市町村合併について一層積極的な取り組みを進めるべきである。

以上のような基本的考え方を踏まえ、今後次のとおり地方財政制度に係る三位一体の改革を推進するべきである。

(1) 税源移譲を含む国と地方の税源配分のあり方

地方税については、地域及び住民の受益と負担の対応関係の明確化を図るといふ観点から、税源移譲を

含む国と地方の税源配分の見直しなどにより、その充実確保を図り、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小し、地方税中心の歳入体系を構築して行くべきである。その際には、個人住民税、地方消費税の充実を図ることなどにより、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努める必要がある。

(2) 国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金の廃止・縮減は、三位一体の改革の入口であるとともに、改革全体を左右する。「改革と展望」の期間中、三位一体の改革につながる数兆円規模の廃止・縮減が行われるよう、各省庁において実効ある改革案が策定される必要がある。そのためには、国庫補助負担金を通ずる廃止・縮減の具体的基準や数値目標等を設定するなど明確な方針の下に取り組みを進めることが必要である。例えば、人件費や事務費、施設の運営費や設備整備費、住民に身近な生活基盤の整備、施設の維持補修や局部改良などに係る国庫補助負担金については速やかに廃止・縮減し、一般財源による措置に移行することが望ましく、可能なものは来年度から実施すべきである。

また、義務教育費国庫負担金については、退職手当、共済長期給付等に係る経費を国庫負担対象から除外する案が検討されているが、これについては、財源措置も明らかにされず、何ら地方の自主性向上にもつな

がらないことから、地方公共団体の強い反発を招いている。このままでは、単なる地方への負担転嫁となりかねず、当調査会としても強い危惧を抱かざるを得ない。今後、義務教育費国庫負担金のあり方について検討を行うに当たっては、地方公共団体の批判を十分に踏まえるべきであり、また、現行制度の下では、標準法の規定に加え、国庫負担制度が地方公共団体の自主的な判断を制約している実情にあることも踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じた取り組みができるよう、地方の自主性を拡大し、その創意と工夫を活かしていくしくみとしていくことを基本に改革を進めていくべきである。

なお、三位一体の改革の中で、国庫補助負担金の廃止・縮減後、引き続き事務事業が存続するものについては、税源移譲等により所要の財源措置が講じられる必要があることは言うまでもなく、単に国の歳出削減を目的として地方への負担転嫁がなされるようなことはあってはならない。各省庁においては、このように所要の自主財源が確保され、併せて地方交付税の算定を通じて必要な財源措置が講じられることにより、行政水準の確保には支障は生じないことを踏まえて、国庫補助負担金の廃止・縮減に向けて積極的な取り組みを行うべきである。

(3) 地方交付税の見直し

地方交付税については、財源保障

機能をめぐって様々な議論が行われているが、財源保障機能は、国が内政の大半を地方公共団体に委ね、法令等による基準の設定や国庫補助負担制度を通じて一定の行政水準の確保を求めているしくみと不可分の関係にある。また、財源調整機能と一体として、財力力の差にかかわらず、地方公共団体が必要な行政サービスを提供することを可能としている。したがって、国が地方公共団体に一定の行政水準の確保を求める基本的なしくみが存続する以上、地方交付税を通じて財源保障は堅持しなければならぬ。

地方交付税についてはこのような基本的考え方に立ちつつ、三位一体の改革の中で、その総額のあり方や算定のしくみを見直しを行うていくことが必要である。

まず、地方交付税の総額については、三位一体の改革の中で、国庫補助負担金の廃止・縮減額、税源移譲規模等に対応した見直しが行われることとなるが、その場合、税源移譲等による地方税の拡充により、地方交付税は量的には縮小することはあっても、税源移譲に伴い地方公共団体間の財政力格差が拡大する中で、地方交付税の担う財政力格差の是正機能の必要性はむしろ高まることとなる。なお、税源移譲に伴う財政力格差の拡大については、これに対応した財源均てん化の具体的方策について総合的な検討を行うことが必要である。

また、「改革と展望」の期間中、

活 動

地方財政計画における歳出を中期的な目標の下に計画的に抑制することにより、地方交付税所要額を抑制するよう努めることが必要である。

さらに、地方交付税の算定方法について、地方の自主的・自立的な財政運営を促す方向で見直しを行うことが必要である。具体的には、法令基準や国庫補助負担制度による国の関与の廃止・縮減に対応した算定の簡素化を行うことにより、地方交付税の算定を通じた個々の事務事業に対する財源保障のあり方を見直していくことが必要である。また、平成十四年度から実施している事業費補正・段階補正の見直しを引き続き実施するとともに、留保財源率については、個々の団体への影響に留意しつつ、税収確保努力へのインセンティブを更に強めていく観点から、その引上げを行うことが適当である。

三、平成十五年度における地方財政措置

明年度の地方財政は、法人関係税をはじめとする地方税の減収、公債費等の義務的経費の増加等により、引き続き巨額の財源不足が生じることが必至の状況であり、歳出の抑制及び税収の確保等を図ることにより、財源不足の縮小と借入金金の抑制に向けて財政健全化の努力を最大限に行うべきである。その上で、なお生ずる財源不足については、平成十三年度に講じた制度改正を踏まえ、地方財政の運営に支障が生じないよ

う所要の補てん措置を講ずる必要がある。

平成十五年度の地方財政について、上記のとおり「改革と展望」の期間中において地方財政制度に係る三位一体の改革を推進することとされていることを踏まえつつ、下記により適切な措置を講ずるべきである。

なお、平成十五年度予算編成と併行して、本年度の補正予算編成作業が行われているが、補正予算に計上される事業が円滑に執行されるよう、補正予算に伴う地方負担額については適切な地方財政措置を講ずるとともに、本年度における国税収入の補正に伴う地方交付税の減収及び地方税の減収についても、地方公共団体の財政運営に支障を生じることのないよう、適切な措置を講ずる必要がある。

(1) 地方歳出の抑制

地方財政計画の策定に当たっては、地方歳出に関連する国の施策を見直すことにより関係経費の見直しを図るとともに、併せて職員数、地方単独事業費等について前述のとおり中期的な目標を明示しつつ、歳出の抑制を図り、計画規模の抑制に努めるべきである。

なお、地方公共団体の財政負担の増加や職員の増員等をもたらすような施策については、慎重に検討することが必要である。

(2) 地方税

地方税については、「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立する観点から、その充実確保を図るべきである。特に、都道府県の基幹税である法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。受益と負担の関係を明確にして、真の地方分権の実現に資するため、平成十五年度税制改正において外形標準課税を導入すべきである。

また、固定資産税は、市町村の基幹税目であり、厳しい市町村財政の状況の下、今後とも安定的な確保が重要である。平成十五年以降の固定資産税の税負担については、評価替えの動向等を踏まえ、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。加えて、情報開示については、制度改正を踏まえて積極的に推進すべきである。

(3) 地方交付税

地方交付税については、地方財政計画の歳出について厳しく見直しを図った上で、地方公共団体が責任を負う事務事業の実施に支障が生ずることのないよう、所要の総額を確保する必要がある。また、交付税の算定方法については、先に述べたように地方公共団体の自主的・主体的な

財政運営を促す観点から、事業費補正・段階補正の見直しを引き続き実施するとともに、平成十五年度から都道府県分の留保財源率を5%引上げることが適当である。

(4) 国庫補助負担金

国庫補助負担金については、地方歳出に対する国の関与を縮小する観点から積極的に廃止・縮減を図るとともに、補助負担金の廃止・縮減後も事務事業が存続するものについては、税源移譲により所要の地方一般財源を確保することを基本とし、平成十五年度に直ちに税源移譲が行われない場合には、これに代わる適切な措置を講ずるべきである。

(5) 地方道路特定財源

国の道路特定財源の見直しに当たっては、地方道の整備状況の立ち遅れ、地方道路整備費に占める道路特定財源が三割程度という現状を踏まえ、地方道路財源の拡充を図ることが重要である。

(6) 公営企業金融公庫の機能の堅持

公営企業金融公庫は、長期低利の良質な公的資金を地方公共団体に供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担軽減に大きく寄与しているところであり、今後ともこのような機能を堅持すべきである。

高速道路のあり方に関する政府及び地方関係者との懇談会

山本会長が 石原行革担当大臣と意見交換



石原行革担当大臣

政府は、十一月二十八日、東京都内で「高速道路のあり方に関する政府及び地方関係者との懇談会」を開催した。

本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）が出席し、高速道路のあり方の議論の中で、地方の意見が採り入れられないことへの懸念や、町村振興の面からの高速道路整備の重要性について意見を述べた。



山本全国町村会長

今回の懇談会は、道路四公団の民営化と今後の高速道路整備のあり方について、地方関係者の意見を聴く機会を設ける旨の指示が、内閣官房長官から行政改革担当大臣に対してなされたのを受けて開かれたもの。

当日の出席者は、政府側から、石原伸晃行政改革担当大臣、中馬弘毅国土交通副大臣、地方側からは、山本文男会長（福岡県添田町長）、木村守男青森県知事、片山善博鳥取県知事、西川政善徳島県小松島市長が出席した。

山本会長の発言の概要は次の通り。

山本会長

十月三十日に全国から三三〇〇人が集まり、また三二六人の与党の国会議員が議員連盟をつくり、高速道路の必要性を訴えた。

なぜ、地方を代表する人たちが訴えているにもかかわらず、地方の意見を採り入れてくれないのかわからない。

その後すぐにでも政府の関係者と地方の代表者とが話し合いをすればよかった。

民間の人には、官のことについて分からないことがある。また、東京の人は地方の実情について熟

知していない。自分も東京のことは知らない。東京に住んでいないからそのことは分からない。

民営化委員会の方々は、よほど地域のことを知っているのだろうか。そうであるならばその地域の方言について聞いてみたい。我が国は北から南から言葉に違いがあるように、地域の実情も異なる。その辺をお分かりになっているのだろうか。

民間の主導でやることは良いことだとは思っている。では、官は官でなぜこのような委員会を作らなかったのか。行政側の意見を聴いて、民間側の意見とうまく調整し最終的に決めて頂くというのが、一番良かったのではないかと。

高速道路は税金で造る官の仕事であり、民間が造るのではない。

また、最近、道路を造るにあたって三割の地方負担という議論があるが、これは「貧すれば鈍する」という言葉と同じであり、感情論からこのようなことを言うのは慎むべきである。責任はあくまでも国であり、実際に計画して見て、そして第三者機関で協議すればよい。

いま、最も懸念しているのは、町村無用論である。山を守り食料や水を供給しているのは町村であ

活 動

る。町村をなくして国益があるのか。人々の生活の基礎を支えている食料は、水のように流れては行かないものであり、運ばなければならぬ。今朝穫れた野菜が、今日東京に持っていくことができれば、町村はますます栄えるだろう。それだけ、高速道路のネットワークは必要なものである。それをいくら叫んでも、いまは「馬耳東風」の感がする。

また、「高速道路」という名前は止めるべきである。普通の道路と同じでよいのではないか。特別な道路を造るといふような印象を与えると、国民になぜこの不況の時に造るのだということになる。

さらに、道路を商品化するのはおかしい。人々の定住圏をつくるもの、あるいは産業の振興を図るために造るのもであり、道路を商品として扱ふような民営化はすべきではない。もっと知恵を出して道路公団のあり方を考えるべき。

石原大臣

民営化委員会に基本計画の九三四二千口を短くするような権限はない。

山本さんがいま言われたように、お金を取るということは、お金を払って運営費が出ればお金を取ってもいいが、必要な道路で

あっても、たまにしか車の通らない道路は、お金を取れば取るほど、取る費用がかかり赤字になる。調べてみるとそういうものがあるということが分かった。民営化委員会は道路を造らないということとは、赤字にならない方法で道路を造れないか考えている。

高速道路には社会的効果があり、山本さんが言われるような産業振興の面も考えなければならぬ。そういった外部効果も盛り込んで検討するという事で委員会では一致している。採算性や進捗率だけで切り捨てるという考えはない。

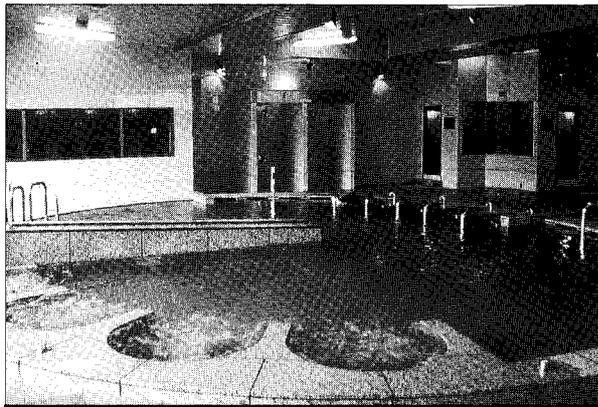
❖ 当日の懇談会では、このほか、出席した木村守男青森県知事から、今後地方の意見を聴くような委員会を設置する意思があるか聞いたのに対し、石原大臣からは、福田官房長官に伝える旨の回答が示された。

なお、政府の道路関係四公団民営化推進委員会は、十一月六日、今井敬委員長が辞任する異例の経緯と、新規の高速道路を極力抑制するとする建設慎重派の案を内容とする最終報告を決定し、石原伸晃行革担当大臣が、小泉純一郎内閣総理大臣に提出した。

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

トロン温泉



自治体事例—ごみ焼却施設の余熱を利用した埼玉県朝霞市の「憩いの湯—湯〜ぐうじょう」

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉
地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと
高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!
数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉
老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

町村の新しい自治制度の設計に関する研究会 中間報告

「いま町村は訴える」を刊行

全 国 会
全 町 村



全国町村会では、平成十三年七月に「二十一世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか 揺るぎない国民的合意に向けて」と題する提言書をとりまとめ、各界各層に配布し、町村の果たす役割の重要性を訴えてきました。

しかしながら、日々高まりつつある市町村合併や小規模自治体のあり方についての論議は、町村の現場において、将来の自治体の姿や住民生活がどのようなのかを描くことができないという大きな不安をもたらしています。

多くの町村は過疎、高齢化の進行や厳しい財政事情など困難な中にあるにもかかわらず、独自の地域づくりを展開してきています。

こうした努力を更に発展させるために

は、町村が自立した自治体として存続するための方途を真剣に模索する必要があります。

このため全国町村会では、今夏、昨年の提言書のフォローアップの意味も含め、「町村の新しい自治制度のあり方に関する研究会」を設置し、調査、研究を進めてきました。

このたびその中間報告「いま町村は訴える」をとりまとめることができましたので、去る十一月二十七日開催の全国町村長大会の参加者全員に配布するとともに、都道府県、市町村、政府・国会、マスコミ関係などに送付したところです。

「いま町村は訴える」は、強力に推進される市町村合併と合併後の小規模市町村の扱いに関する論議の問題点を指摘するとともに、町村の自立と存続についての将来展望を言及する内容になっています。

なお、「二十一世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか 揺るぎない国民的合意に向けて」と「いま町村は訴える」は、全国町村会のホームページでもご覧いただけますが、ご希望の向きは、本会広報部までご連絡いただければお送りいたします。

「ホームページアドレス」

<http://www.zck.or.jp>

〔連絡先〕全国町村会広報部

〇三三 三五八一 〇四八六

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所 (全国24か所)

政 策

図1 特区法の基本的枠組み

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

- 構造改革特別区域制度の推進の意義・目標
- 実施すべき施策に関する基本的な方針
- 政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

・講ずることが可能な規制の特例措置(法律、政令、省令、通達等)について一覽性を確保

<地方公共団体>構造改革特別区域計画の作成・申請

《関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能(各省庁は回答義務)》

《民間も、地方公共団体に提案可能(採用されない場合は理由等を通知)》

(計画の内容)

- 構造改革特別区域の範囲
- 事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置
- 期待される地域活性化の効果 等

<内閣総理大臣>構造改革特別区域計画の認定

- 基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。
- 規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(規制の特例措置を講ずることの必要性及び要件適合性については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。)

規制の特例措置の適用

- 計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置(内閣総理大臣が本部長)

- 構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整

りまとめ、平成十四年十一月五日に閣議決定し、衆議院に提出しました。その後、衆・参両議院における審議の末、十二月十一日に構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)が成立しました。(図1)

今後、一月中旬を目途に同法に基づく基本方針を作成し、閣議決定を求めることとなりますが、この基本方針中に、特区において講ずることが可能な規制の特例措置の一覽等について明示されることとなります。

第二次提案募集について

なお、政省令事項等については、この基本方針に則して策定され、計画認定申請の開始(平成十五年四月一日)までに公布・施行されます。

第二四一八号でも紹介しましたが、地方や民間のアイデアを生かすし、特区制度をさらに充実したものとすべく、構造改革特区において実施すべき規制の特例についての地方公共団体、民間事業者等の皆様から

の提案を、平成十五年一月十五日を期限として、再度、募集を行います。なお、この第二次提案募集は、特区法における地方公共団体からの構造改革特別区域計画の認定申請とは全く異なるものであり、提案募集に応じたか否かが特区法に基づく構造改革特別区域計画の認定に影響するものではありません。(図2)

なお、特区法に基づく計画認定の申請は地方公共団体が行うこととなっておりますが、提案は民間事業者

等ごなたでもできます。

主として提案の対象となる事項は、これまで検討されていない「新たな」規制の特例と本年八月に実施した第一次提案のうち「今後引き続き検討すべきもの」とされた事項です。但し、第一次提案で「現行で対応可能」、「特区として実施」、「全国で実施」とされた事項でも、適切な理由を具体的な事例に則して明らかにした上で再提案していただくことも可能です。

第一次提案に関する各省の回答などの検討過程など、詳細については、首相官邸 構造改革特区推進本部のホームページをご参照ください。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/index.html)

また、記入に用いるエクセル形式のファイルについては、別途、経団連のホームページ、各都道府県から入手できるようにしています。

経団連ホームページ

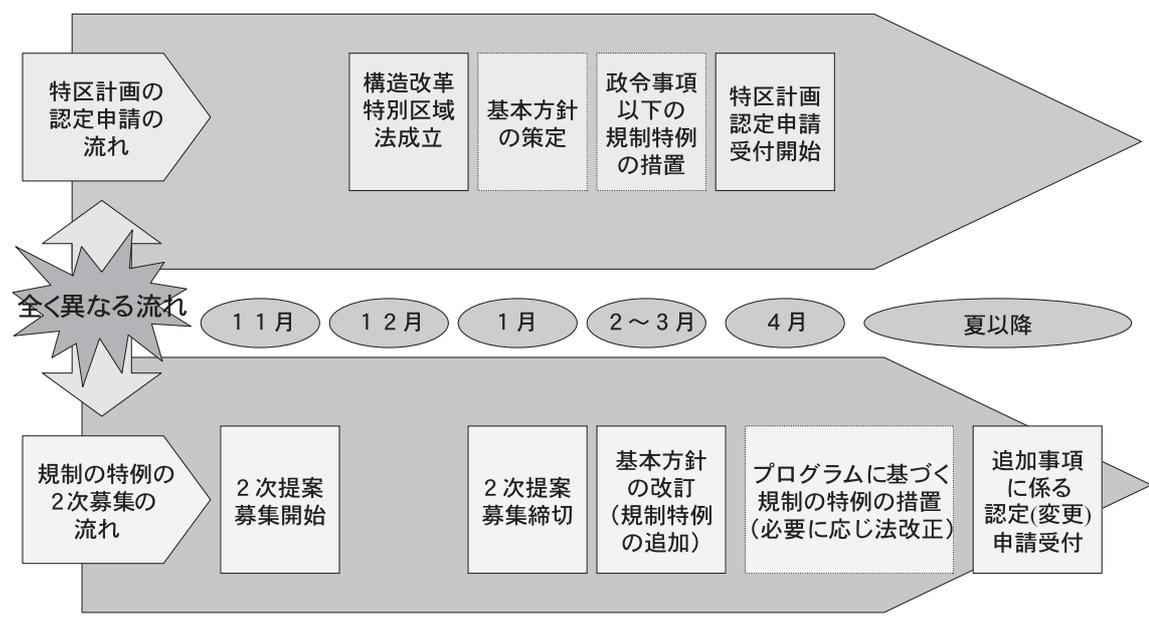
(http://www.keidanen.or.jp/japanese/news/announce/200211/boshu.html)

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、その地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるといつ、構造改革特区の趣旨をご理解頂き、多くの提案をお願いします。

また、本制度の活用により、知恵と工夫による地域の活性化が推進されることを期待されます。

政 策

図2 今後の進め方(構造改革特区に関する認定申請と第2次募集の2つの流れ)



21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

北海道 弟子屈町斎場
本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

情 報

カプセル Now & New

町営バス路線を
隣接町まで延長

北海道
妹背牛町

平成十四年二月の乗り合いバスの規制緩和により隣接町への乗り入れが認められるようになったことから、町は町営バスの運行路線を隣接する秩父別町まで約3km延長。町営バス路線の新規参入を果たし、新運行距離は十・五kmとなった。有料で一日十便運行している。

漫画を使った町史を編纂 宮城県
高清水町

町制施行百年を迎えた町は、町教育委員会が昨年三月に町史の第一巻を発刊したのに続き、第二巻、目で見る高清水の歴史」を発刊する。町史を子どもから高齢者まで理解してもらうため、漫画を導入し、イラストや図表、写真等も使ってビジュアル化を図っているのが特徴。

毎週土曜日に
学習塾を開講

福島県
北塩原村

学校週五日制の完全実施に伴い、子どもたちの学習意欲に応えていくため、村は毎週土曜日に学習塾を開いている。中学校二校の給食室を使い、小・中学生を対象に午後一時から五時まで開講。委任した塾講師などが分らないところを教えている。受講料は五回で千円。

町立吉沢記念美術館
を開設

栃木県
葛生町

地元の旧家、吉沢氏から町活

原稿募集!

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

*百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE mailで全国町村会広報部までお送り下さい。

性化のために美術品五百十五点と建物などの寄贈を受けた町は、町立吉沢記念美術館」を開設した。平山郁夫の「ギザのピラミッド」など近世、近現代の絵画や陶磁器を中心に展示した展示室は四室で、地域交流センターも併設されている。

民話の語り部
養成講座を開講

石川県
柳田村

村は、民話の語り部となる「かたりすと」養成講座を開講し、全四回の講座を開いている。地域の民話伝承が目的だが、能登空港開港で観光客が増加すると見込まれていることから、将来的には地域の暮らしなどについて説明できる観光ボランティアも育成したい考え。

「ほたるの里づくり条例」
を制定

福井県
松岡町

ホタルの生息地として知られている町は、ホタルを保護するため、繁殖地である荒川と島川を保護区域に指定し、ホタルを捕獲しないよう求めた「ほたるの里づくり条例」を制定した。町民運動としてホタルを守る理念をうたった条例を様々な機会にアピールしていく。

姉妹庭園提携を締結

長野県
小布施町

花による観光施設づくりと景観を重視したまちづくりの輪を広げていくため、町の「フローラルガーデンおぶせ」は、佐久市にある英国式庭園「メアリーローズガーデン」と姉妹庭園提携

携を結んだ。情報交換や共同事業などを実施していく。

生きがい対応型
デイサービス事業を実施

静岡県
榛原町

町は、自立しているため介護認定されない高齢者を対象に「生きがい対応型デイサービス事業」を実施している。町社会福祉協議会に運営を委託し、町の介護予防支援センター「生きがいガーデンこにた」で実施、健康チェックや体操、手芸を通じて日常動作訓練を行っている。

ボランテアによる
パソコン相談を開設

大阪府
河南町

町は、町民にパソコンに親んでもらうおうと、パソコンの操作方法などに関する相談に応じていく「パソコン広場」を中央公民館図書室内に開設している。毎週土曜・日曜の午前十時から午後四時まで開設し、町民から公募したボランテアが無料で相談に応じている。

森と水の源流館がオープン

奈良県
川上村

村は、「森と水の源流館」を建設し開館した。同館は鉄筋コンクリート三階建てで、パノラマ映像を上映する源流の森シアターや展示スペースがあり、自然体験や環境教育に活用できる。財団法人吉野川・紀の川源流物語が管理運営している。

町内の重要文化財を
紹介した冊子を作成

岡山県
久米南町

町教育委員会は、町内の重要文化財を紹介した冊子「久米南

町の文化財」を作成した。A4判、二十ページで、誕生寺御影堂・山門をはじめ、国指定一件、県指定十三件、町指定四十件を、写真や歴史・背景を交えて紹介している。町内全戸や小中学校などに配布した。

三セク破綻に備え
基金を創設

福岡県
立花町

町は、町が出資している第三セクター「立花ワイン」と「立花パンブー」の二社の経営破綻に備え、第三セクター対策基金を創設した。五千万円を目標に、今年度は一千万円を積み立てていく。あわせて両社には経営努力を促していく。

森のアイスクリーム
を販売

宮崎県
諸塚村

村は、ふんだんに取れる山の幸をPRしようと、山間部に自生する木イチゴを素材に使ったアイスクリームを開発し、「森のアイスクリーム」として宮崎市のふるさと物産館で発売した。数量限定販売で、今後モヒワ、ヤマモモなど季節ごとの旬の果実でシリーズ化する計画。

サトウキビ単作から園芸作物、畜産などへの転換を図っている町は、町出身者などが経営する県内の事業所を「喜界島大使館」に認定し、黒糖、白ごま、マンゴーなどの特産品の販路拡大や町の観光振興に協力するアンテナショップ事業を行っても

カプセル Now & New

情 報

健康情報

味覚障害

矢端 正克
医学博士

味を感知する味蕾細胞は歳とともに減少する

誰でも食べ物をおいしく味わいたいと思うのですが、最近、中高年はもとより若い人にも味がわからない、つまり味覚障害の人が増えています。味がわからないといっても、まったく味がわからない人もいれば、少し味覚が鈍ってきた程度の人までさまざまです。また甘味がわからないとか塩味がわからないとか、特定の味だけがわからない人や何も食べていないのに口の中が塩辛いとかが、苦いとかを訴える人もいます。

そもそも食物の味はまず舌、口腔粘膜に散在している味蕾という味の受容器で受けつけます。味蕾細胞の数は、成人で四〇〇〇〜九〇〇〇個といわれます。生まれたときがもっとも多く、七〇歳を過ぎると赤ちゃんのときの二分の一から三分の一に減少してしまいます。歳を取ると濃い味になりやすいといいますが、これは味蕾細胞の数が減るため、だんだんに味に対して鈍感になるからです。

亜鉛不足が味覚障害の原因になる

しかし加齢による変化は生理的ですが、味覚障害の場合は明らかに原因があります。まず、舌炎や舌のやけど、また普段から激辛料理の食べすぎなどで味蕾が破壊されたとき、また舌苔で味蕾の穴がふさがれたり、唾液の分泌が減ったり粘度が強いつき、それから、食物から取る亜鉛が不足したときや薬品・加工食品の添加物により亜鉛が働かなかつたり、亜鉛が尿中に流れ出て、結果として亜鉛不足になったりしたときです。特に中高年の方に知っておいてほしいのは、高血圧症で降圧利尿剤、アスピリンなどの解熱鎮痛剤を服用している人は、ときに心臓や甲状腺、胃の病気を治すための薬の副作用のために、亜鉛が不足してしまうということとです。これらの薬を長期間服用して、味がおかしいと感じたら、すぐに医師と相談して薬を休むか変えてみることをすすめます。

発症して三か月以内なら九〇％は完治する

ところで、亜鉛は体の中でどのような役割をするものかご存じですか。亜鉛は、動物の成長に大切な役割を果たしているミネラルです。骨の発育、皮膚や髪の毛の成長、生殖器の発育などに、なくてはならないものです。

このような大切な亜鉛は、どんな食品に多く含まれているかという点、カキ、貝類、魚卵、小魚、レバー、シヨウガ、穀物の胚芽などが挙げられます。加工食品がますます

増えると考えられる現代社会では、亜鉛欠乏の味覚障害がこれからもっと増加すると考えられます。味覚障害に気づいたら、なるべく早いうちに耳鼻科の専門医に相談することです。耳鼻科を受診すると日常生活全般にわたる詳しい問診、口腔内の視診、血清や尿、毛髪中の必須微量金属(亜鉛、鉄、銅)の定量、場合によっては心理テストを行い、確定診断をします。亜鉛欠乏による味覚障害と診断された場合は、速やかに亜鉛の服用を開始します。発症して三か月以内なら、亜鉛の服用が食事指導で約九〇％は完治するといわれています。

五感が正常に機能しないケースが増えている

味覚障害は、ただの風邪でも一時的に生じますし、脳神経や内臓の病気、それらの薬物の副作用、ビタミンA欠乏症、ヒステリーやうつ病でも生じるということを知っておいてほしいものです。多種類の食材が回るようになり、環境ホルモンの問題、食品添加物の問題が論じられるようになるにつれ、人間の体にも味覚障害だけでなく嗅覚障害に悩む人が増え、五感が正常に機能しないケースが多々見られるようになりました。がんや脳動脈硬化、心筋梗塞などの成人病とはやや意味合いが違いますが、クオリティー・オブ・ライフを考えると、早期に対応しなくてはならない病気といえるのではないのでしょうか。

新刊紹介

『自治体財政を分析・再建する』

大村書店

「予算・収支の読み方から、行政評価・バランスシート・財政健全化計画の作成法まで」と長いサブタイトルをついたこの本は、文字通り、急務の課題となっている地方自治体財政を健全化するための一冊である。

わかりづらくとつきにくい財政「税収や歳出・地方債などの仕組みを、地方自治を長く手がけた共同通信記者・池谷忍が家計簿感覚で解説し、隠れ借金なども含めた財政分析の仕方や健全度の見分け方、税の使い方」事業評価などを、地方自治体の行財政を専門とする新潟大の教授・出井信夫が詳述する。

図表もふんだんに挿入されているから、仕組みが分かりやすいだけではなく、自分の住む市町村の財政健全度を実際にチェックできるところがミソ。企業会計の視点ももちろん採り入れられているが、将来的まちづくりの観点から、市民が参加した「事業計画」が必要だと説く本書は、高橋正樹新潟県副知事(前総務省税務調査課長)も推薦する、自治体職員必読の書。(A5版三三〇頁)

本書は、定価(本体一八〇〇円+税)、送料(二一〇円)。注文、問い合わせは左記まで。

大村書店

TEL 〇三 三三九三 〇四三二

FAX 〇三 三三九三 七六七〇

E-mail: Oomura@comk3.co.jp

随 想

アレルギー



岡山県 岡山町 片山 舜平



医学的にはよく知りませんが、アレルギー性疾患の症状というのは、いろいろな形で現れ、またその要因もいろいろあるようです。

私のアレルギーは、『ソバ』です。あの薄黒い日本ソバをずるずると食べているのを見るだけで、もうぞつとします。それだけではありません。ソバの話の聞いただけでも寒気を感じるくらい強度のソバアレルギーです。

そんな訳で、日頃とても嚴重にソバに対し注意をしていますが、時として失敗して大騒ぎになることがあります。ソバに対する注意は徹底していて、わが家ではソバの話は一切タブーであります。平素特別に注意している一例を挙げてみますと、次のようなものです。枕に「ソバガラ」が入っていないかを確認する。特に旅行し

(ソバセンベイ)があるので、センベイを食べる前にまずそのことを注意する。・・・ソバボーロも同じです。

まんじゅうも右に同じで、特に薄黒い茶褐色のまんじゅうの場合は気になり注意する。

その他、挙げていくと限りがありませんが、それでは、我が輩のソバアレルギー症状はいかなるものか

といいますと、よほど嚴重に注意していながら、時として失敗して右に記したようにソバセンベイを

一片間違つて口にしたり、ソバ枕に寝ることなどが年のうち何回かあるのです。その時は、

まず最初に、舌の先、ノドの中がたまらなくかゆくなる。身体中冷や汗が出だす。

息苦しくなってくる。ぜん息の発作が起こる。時に下痢が起こる。

食べた物すべて上・下に出してしまう。身体中ホッパン(発疹)が発生する。

おおむねこのような病状が起きて、医者の手を煩わさずにはおられないようになりますが、三、四時間で回復はします。一年に何回かこういう失敗を繰り返して大騒動をまきおこし、後で大笑いとなる

です。 事程左様にアレルギーは不思議なもので、百六十六センチ、七十六キロの大的男もソバが全くの弱点でもなんにもならないのです。旅行のみやげにからかい半分にソバまんじゅうやソバ入りセンベイを探してわざわざ届けてくれる友人達のいたずらには悩まされませんが、悩まされながらも結構楽しんでいきます。 最近では、休耕田の活用や荒廃畑の利活用のためと中山間地である私の町でもソバの作付の工夫が始まりました。閉口しながらもソバの作付を奨励し、原料を加工し地産地消を提案される農家の皆さんのご意見を真面目に拝聴もしなければならぬ私の立場もお察しください。 人間、弱みがあるからこそ泣いたり笑ったり、人生とはそんなものです。 アレルギーは、ソバだけで結構



情 報

政策リーダー

政策リーダー

年金改革たまたままとまる

厚生労働省

厚生労働省は十二月五日、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を取りまとめた。

この「方向性と論点」では、平成十六年の年金改革の基本的視点として、若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感、不信感を解消すること。少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応でき、かつ恒久的に安定した制度とすること。現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮しつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする。現役世代が将来の自らの給付を実感できる分かりやすい制度とすること。女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする。を挙げている。

これまでは、五年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、給付水準と保険料水準を見直してきたが、新しい方式として、最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が調整される仕組みを制度に組み込むことを提案している。

また、特に取り組むべき課題として、安定した財源を確保して基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げること。少子・高齢化が急速に進行する中で、将来の保険料水準を過度に上昇させないため、保険料引き上げ凍結の解除が必要としている。

平成十五年度における税制改革についての答申まとまる

政府税制調査会 首相の諮問機関

会長・石 弘光(一橋大学長)は、例年より一カ月前倒しし、平成十五年度税制改正についての答申を取りまとめ、小泉首相に提出した。

平成十五年度税制改正における個別税目の改革として、法人事業税への外形標準課税の導入については、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化等の観点から、受益と負担の関係を明確にして、真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきであると提言している。

固定資産税については、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も安定的な確保が必要であるとする。ともに、土地については、平成十五年度が評価替えの年に当たることを踏まえ、全国的な評価の均衡化・適正化の観点から、地価公示価格の七割を目途として評価水準を維持することとしている。

この他、特定財源については、揮発油税等道路特定財源等については、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあつたとした上で、一般財源化を含め、その在り方を見直しを行うべきと考えられている。

また、当面、適用期限を迎える揮発油税等の暫定税率については、自動車の社会的コストや環境の保全を考慮し、現行の水準を維持することとしている。

「米政策改革大綱」を決定

農水省

農水省は、この程、今後の米政策の基本方針となる「米政策改革大綱」を決定した。今後は消費者・市場重視の立場に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的として諸施策の改革を行っていく。

具体的には、需給調整システムについて、〇八年度に農業者・農業者団体が主役となる生産調整の配分を国と連携して構築する。また、そのシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置づける。〇四年度以降、生産調整の手法を面積で管理する減反方式から、生産目標数量を割り振る方式に変更する。水田農業の産地づくりと米価下落対策を行う「産地づくり推進交付金」を創設する。豊作による過剰米対策として「過剰米短期融資制度」を設ける。適正表示の確保措置やトレーサビリティシステムを導入するとともに、安全性確認体制の確立を図る。政府備蓄は一〇〇万トンを超えてはならないとし、入札による買い入れ・売り渡しを実施する。一定規模以上の認定農業者や集落経営体については、生産調整の実施を条件に「担い手経営安定対策」を実施する。

なお、これらの施策の具体的内容については、平成十六年度予算概算要求までに関連施策との整合性を図りながら決定する。

くつろぎと機能が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、

喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は

多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による

上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

ご予約・お問い合わせは



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】
 ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 ■タクシー 東京駅から約20分

●東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 ●浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 ●東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 ●東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 ●東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

 **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>